

滋賀県動物愛護管理推進計画（第3次）の策定について

1 趣旨

本県では、平成20年7月に滋賀県動物保護管理推進計画を策定し、また、平成27年1月に計画の改定を行い、「動物との暮らし三方よし～飼い主よし・動物よし・ご近所よし～」を目指し、各種施策に取り組んできました。

本計画の計画期間が令和5年度までであることと、動物愛護管理を取り巻く社会環境の変化から、現行計画における成果と課題、国の動向、県民のニーズ等を踏まえて、動物愛護管理の一層の推進を図るため、次期計画を策定します。

2 計画の位置づけ

動物の愛護及び管理に関する法律第6条第1項に基づき、環境省による「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」に則して策定する都道府県計画

3 計画期間

令和6年度から令和15年度までの10年計画とする。

4 計画の構成

別紙「滋賀県動物愛護管理推進計画（第3次）素案」のとおり

5 策定に向けた検討経過と今後のスケジュール

令和4年度	「動物愛護管理行政のあり方検討会」（動物愛護管理業務担当者等により構成）において、第3次計画策定に向けた検討
令和5年 6月	「滋賀県動物愛護管理推進計画策定に向けた有識者検討会」開催
8月	「滋賀県動物愛護管理推進計画策定に向けた有識者検討会」開催
8月	庁内各所属、市町への意見照会を実施
10月	厚生・産業常任委員会に報告（素案）
10～11月	県民政策コメントの実施
12月	「滋賀県動物愛護管理推進計画策定に向けた有識者検討会」開催 （県民政策コメント修正案について意見聴取）
令和6年 3月	厚生・産業常任委員会に報告（最終案の報告）
3月	滋賀県動物愛護管理推進計画（第3次）の策定